

日バス協業第5号
平成28年1月6日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 上杉 雅彦



NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び
運営協議会の運営方法について(周知依頼)

平素より当協会の運営につきましては、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、平成27年12月25日付で、国土交通省自動車局旅客課長より周知依頼がありました。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、会員事業者様への周知方を
よろしくお願い申し上げます。

業務部 田知花・池田
TEL : 03-3216-4014
FAX : 03-3216-4016



国自旅第298号の2
平成27年12月25日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長



NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び
運営協議会の運営方法について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合
事務局運輸部長あて通達したので、貴会においてもその旨了知されるととも
に、傘下会員に対して周知を図られたい。



国自旅第298号
平成27年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

国土交通省自動車局旅客課長

NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び
運営協議会の運営方法について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月施行の改正道路運送法によつて、法律上の位置づけが明確化されて以降、各地で実施されているところである。特に、NPO等による福祉有償運送については、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号）により、また、個々の具体的な運用に当たっては、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）、「自家用有償旅客運送に係る相談窓口の明確化及び関係者への働きかけ並びに相談事案等の報告について」（平成19年7月30日付け国自旅第115号）、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）、「福祉有償運送の対象旅客の判断に際しての知見の活用について」（平成24年7月31日付け国自旅第222号他）、「自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」（平成23年6月30日付け国自旅第89号）等の関係通達により取り扱ってきており、これにより広く登録が行われ、地域の移動困難者の生活を支えているところである。他方、平成26年に九州行政評価局から九州運輸局に対し指摘があったように、運営協議会の設置・開催状況や運営協議会における不合理なローカルルール等の取扱いについて地域差が存在している状況にある。

今般、内閣府の規制改革会議において福祉有償運送に係る規制改善に係る指摘がなされ、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれたと

ころである。

これを踏まえ、今後の福祉有償運送に係る対応の趣旨等について、下記のとおり整理したので、その旨了知されるとともに、福祉有償運送の実施にあたっては、市町村と連携を図り、取扱いの地域差により実施が妨げられることがないよう努められたい。

なお、本件については、別添のとおり、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長及び公益社団法人日本バス協会会长あて通知したので申し添える。

記

1. 市町村担当者及び運営協議会構成員に対する周知徹底について

運輸支局等は、福祉有償運送の運営協議会を主宰する市町村と積極的に連携を図り、地域の移動困難者の送迎ニーズに十分に対応し、その運営に支障を来すことがないよう、以下の点についての取扱いを市町村担当者及び運営協議会構成員に対し周知徹底することとする。

(1) 運送する旅客の範囲については、運営協議会等において、福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者とは可能である。例えば、ケアマネージャー等を含む判定組織を設置して行う場合等、対象者とすることへの具体的な判断に際しては「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」(平成21年5月21日 国自旅第35号) 及び「福祉有償運送の対象旅客の判断に際しての知見の活用について」(平成24年7月31日付け国自旅第222号他)を参考とされたい。

(2) 旅客から收受する対価については、道路運送法第79条の8第2項の規定により「実費の範囲内」であることが求められるところであり、ガソリン代等の他、輸送に係る適切な範囲内であると認められるのであれば、予約事務を行うオペレーターの人事費等も実費の範囲として含むことは可能である。

(3) 旅客から收受する対価については、実費の範囲内、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められているが、「タクシーの上限運賃の概ね1／2の範囲内であること」は、あくまでも目安であり、上限として定められているものではない。運送の対価の設定・変更については、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」(平成18年9月15日 国自旅第144号) 及び「福祉有償運送に係る運

「営協議会における協議に当たっての留意点等について」(平成21年5月21日
国自旅第35号)を参考とされたい。

2. 福祉有償運送の運営協議会の実態把握について

福祉有償運送の運営協議会の設置については、地方公共団体の長が地域の移動困難者の交通状況などを踏まえた上で判断するものであるが、その設置状況については地域差が生じている状況である。

このため、国土交通省としては、運営協議会の設置に当たっての支援を行う立場から、全国の地方公共団体に対し福祉有償運送に係る運営協議会の設置状況の調査を行うこととする。

運輸支局等においては、毎年3月末時点の各管轄区域の地方公共団体における福祉有償運送の運営協議会の設置状況について調査を行うとともに、運営協議会が設置されていない地方公共団体に対しては、①設置をしていない理由、②今後の運営協議会設置の予定、③その他地域の特殊事情等について調査を行うものとする。調査結果については、調査報告書（様式1）により、毎年6月末までに地方運輸局等に報告することとする。

地方運輸局等においては、各運輸支局等からの報告内容をとりまとめ速やかに本省に送付するとともに、毎年3月末時点の地方運輸局等ごとの福祉有償運送の運営協議会の設置状況について、毎年7月末までに別添様式2のとおりホームページなどで公表することとする。

なお、平成27年3月末時点の調査については、地方運輸局において平成28年2月末までに各支局からの報告内容をとりまとめるとともに、福祉有償運送の運営協議会の設置状況を別添様式2のとおりホームページなどで公表することとする。

また、運営協議会の適正な運営を図るため、各地方運輸局・支局等においては、地方公共団体より運営協議会の設置・運営に関する相談等があった場合には、引き続き適切な助言を行う等の支援を行うこととする。

福祉有償運送運営協議会設置状況報告書

平成 年 月末

運輸支局名(担当者) :	運輸支局()
--------------	---------

地方公共団体名(担当部署名)

①運営協議会の設置の有無

②設置を行っていない理由

③今後の設置予定

④その他参考となる事項

⑤⑥以下の回答についての公表の可否

福祉有償運送運営協議会設置状況報告書

平成 年 月末

運輸支局名(担当者) :	○○運輸支局(○○運輸企画専門官)
--------------	-------------------

地方公共団体名(担当部署名) :	○○町(○○部○○課)
------------------	-------------

①運営協議会の設置の有無

例) 運営協議会の設置をしている。(○○町福祉有償運送運営協議会)

運営協議会の設置はしていない。

※運営協議会を設置されている場合は担当課(事務局)、連絡先も記入願います。

②設置を行っていない理由

例) 交通状況を判断し、必要がないものと判断しているため。

交通状況などの調査は行っていないが、地域から要望が無いため。

地域公共交通会議を設置しており、そちらで包括的な議論を行っているため。

内部事情により対応できる状況に無い。

③今後の設置予定

例) 平成○○年度設置に向けて検討中

当面は設置する予定は無い。

④その他参考となる事項

例) 町の福祉施策として移動困難者への対応として福祉タクシーの乗車券を配布

地域の社会福祉協議会等のボランティア輸送で対応

⑤②以下の回答についての公表の可否

例) ④を除き公表については差し控えていただきたい。

福祉有償運送運営協議会設置状況

様式2
(平成〇年〇月〇日現在)

	都道府県名	運営協議会名	担当課(共同開催の場合は事務局)	電話番号	備考
1	〇〇県	〇〇市福祉有償運送運営協議会	〇〇市建康福祉部福祉課		
2	〇〇県	〇△地区福祉有償運送共同運営協議会	△×市福祉部障害福祉課(事務局)		参加自治体(×市、△・△)
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					